玉野商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

（目　　的）

第1条　本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済」の一部をなすものである。

（対　象　者）

第2条　本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「生命共済」に加入する商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「対象者」という。）とする。

但し、加入事業所が負担すべき掛け金を毎月の期日までに納付した事業所を対象とする。

（給付内容）

第3条　本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表１に定めるとおりとする。

（脱　　退）

第4条　次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済」から脱退するものとする。

「生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。

⑴ 会員事業所が「生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき

⑵ 会員事業所が「生命共済」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。

⑶ 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

（給付手続き）

第5条　対象者は、見舞金・祝金の支払い事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表２に定める書類を提出の上、既定の請求手続きを行うものとする。尚、見舞金等を請求する権利は毎年４月より翌３月の期間とする。

（時　　効）

第6条　見舞金・祝金・補助金を請求する権利は、その請求事由日から３年間請求がない場合、時効により消滅する。

（規約の制定・改廃）

第7条　本規約の制定および改廃は「当所常議員会」の決議により行う。

（附　　則）

この規約は、平成 20 年 10 月 1 日より実施する。

【別表１】　見舞金・祝金給付内容

＜給付する場合＞

●病気入院見舞金（年１回）

加入者が病気で５日以上入院したとき、年 1 回を限度として、１口 5,000 円とし口数に応じた金額を支給する。

●事故通院見舞金（年１回）

加入者が不慮の事故で１０日（回）以上（同一事故により）実通院したとき、年 1 回を限度として、１口 3,000 円とし口数に応じて金額を支給する。

●結婚祝金（年１回）

加入後１年以上の加入者本人が結婚したとき、一律 10,000 円を支給する。

●出産祝金（年１回）

加入後１年以上の加入者本人及びはその配偶者が出産したとき､一律 5,000 円を支給する。

●満了時健康祝金

加入者が７０歳の制度満了時に記念品を贈呈する。

●定期健康診断受診料補助金（年１回）

加入者が定期健康診断を受診した時に受診料自己負担額 5,000 円以上につき一律 1,000 円支給する。

＜給付できない場合＞

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

〇加入者の故意による事故の場合。

〇加入者の犯罪行為によるとき。

〇加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。

〇加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。

〇加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。

〇地震、噴火、または津波によるとき。

〇戦争、その他変乱によるとき。

〇核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故。

別表２　見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必　　要　　書　　類
事故通院見舞金	・通院証明書または領収書（写し）
病気入院見舞金	・入院証明書または領収書（写し）
定期健康診断補助金	・定期健康診断の領収書（写し）